



箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理に係る協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と箕面市立青少年教学の森野外活動センター（以下「センター」という。）の指定管理者である一般財団法人大阪府青少年活動財団（以下「乙」という。）は、センターの管理運営等に関し、箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例（平成17年箕面市条例第26号。以下「条例」という。）及び箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例施行規則（平成17年箕面市教育委員会規則第20号）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者指定の意義）

第1条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって、健全な青少年の育成その他の生涯学習の一層の推進を図ることにあることを確認する。

（管理の基準）

第2条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例その他の関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第3条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称、位置、敷地面積、延床面積及び構造並びに施設種別は、次のとおりとする。

- 
- (1) 名称 箕面市立青少年教学の森野外活動センター
 - (2) 位置 箕面市新稲二丁目257番3
 - (3) 敷地面積 265,000㎡
 - (4) 延床面積及び構造
 - ア 管理棟 1,730㎡、鉄筋コンクリート造3階建て
 - イ 本館 918㎡、鉄筋コンクリート造2階建て

(5) 施設種別

ア 管理棟

イ 本館

ウ 第1キャンプ場、第2キャンプ場及び第3キャンプ場

エ シャワー棟

オ センター敷地内受水槽・ポンプ施設、遊歩道など

カ センター敷地外受水槽・ポンプ施設（位置：箕面市新稲二丁目367番2）

2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第4条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和7年1月1日から令和14年12月31日までとする。

2 次条に定める業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

（業務の範囲）

第5条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第2条第1号の規定によるセンターの施設、附属設備等を利用に供する業務
- (2) 条例第2条第2号及び第3号の規定による主催事業の実施その他自然体験及び野外活動に関する事業の実施に係る業務
- (3) 条例第3条第2項第2号の規定によるセンターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) 災害時の対応に関する業務
- (5) その他甲が定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、「箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者募集要項」に定める事項及び乙が指定管理者の募集にて応募（提案）書類に記載した事項を遵守するものとする。

3 業務は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い行うものとする。

4 甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上、仕様書の一部を改正することができる。

（業務の範囲の変更）

第6条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。

3 業務の範囲の変更については、前項の協議において決定し、書面により合意するものとする。

4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

（主催事業）

第7条 第5条第1項第2号に規定する主催事業は、甲と乙の協議により決定し、書面により合意するものとする。なお、主催事業の収入が経費を下回る場合、その不足分は甲が予算の範囲内で負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する主催事業を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（自主事業）

第8条 乙は、第5条に定める業務の範囲以外に、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

2 自主事業の実施にかかる経費は乙が負担するものとし、事業収入は、乙の収入として収受させるものとする。

3 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならない。

（原状変更等の承認）

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲にその旨を申し出て、甲の承認を得なければならない。

- (1) 管理物件の原状を変更しようとするとき。
- (2) 施設、設備等を改良しようとするとき。
- (3) 新たに設備を設け、又は備品等を備え付けようとするとき。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第10条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第21条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第11条 乙は、業務及び自主事業を行うに当たり、必要と認めるときは、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第12条 乙は、センターにおいて災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

2 乙は、前項の緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。

3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると甲が判断した場合は、センターの利用及び管理について甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、センターの管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

第13条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口で公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第14条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申出があったときは、乙に対し、当該対象文書を提供するよう求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第15条 乙は、業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年訓達第13号）（以下「保護管理要綱」という。）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和5年訓令第29号）を準用すること。

2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。

3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。

4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

5 乙及び乙の従事者（退職者を含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法律第176条、第180条及び第183条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(人権研修等の実施)

第16条 乙は、業務に従事する者が人権問題、個人情報保護等について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、必要な研修等を行うものとする。

(労働安全の確保)

第17条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、同施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第4章 備品等の取扱い

(甲による備品等の貸与)

第18条 甲は、備品等を乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第19条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第20条 乙は、第18条に定めるもののほか、業務を行うに当たり、必要な備品等を購入又は調達することができる。

2 乙が購入又は調達した備品の所有権は、乙に帰属するものとし、第18条第1項の備品等とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第21条 乙は、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる項目を記載した事業計画書等を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 施設、附属設備等の維持管理計画
- (2) 当該年度の事業概要及び実施時期（自主事業を含む。）
- (3) 業務に要する経費及びその内訳（収支計画書）
- (4) 人員体制その他の体制
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第22条 乙は、第10条の規定に基づき業務を実施するに当たっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、指定期間の満了後60日（指定管理者の指定が取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの管理運営業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第23条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況等の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第24条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、乙による業務の実施が募集要項等の内容を満たしていないと合理的に認められるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第26条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第25条 乙は、その名称、所在地、定款、役員、登記事項証明書その他甲が必要と認める事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

(評価の実施)

第26条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第27条 甲は、第5条第1項に規定する業務(箕面市立青少年教学の森野外活動センター青少年健全育成推進事業を除く。)の実施に係る経費として、次の表に定める指定管理料を乙に支払う。

業務実施期間	指定管理料(税抜金額)
令和7年1月1日から令和14年12月31日まで	181,818,182円

2 甲は、第31条第1項の規定により、乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を与えたとき又は条例第20条の規定により、乙がセンターの施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失したときは、業務が仕様書の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

3 第5条第4項の規定による業務の範囲の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の指定管理料を変更するときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(支払方法)

第28条 甲は、前条第1項の指定管理料について、乙の請求により、前払金として、毎年度4月、7月、10月及び1月に、5,681,818円(税抜金額)に請求月時点における消費税及び地方消費税を加算した金額(小数点以下を四捨五入するものとする。)をそれぞれ支払うものとする。ただし、前条第2項の規定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定により減額する場合、第35条の規定により業務の一部を免除した場合又はその他指定管理料を減額する理由がある場合は、指定期間の満了後60日(指定管理者の指定が取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日)以内において精算するものとする。

(利用料金)

第29条 甲は、乙にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を乙の収入として収受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第30条 センターの管理に伴うリスク(予測できない危険及び責任の負担をいう。以下同じ。)の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担表」に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

- 第31条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責に帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書の規定により甲の負担とするものとされた場合を除く。
- 3 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、甲乙いずれに責に帰すべき事由があるか不明又はいずれにも責に帰すべき事由がない、利用者又は第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(施設賠償責任保険の加入)

- 第32条 乙は、業務の実施に当たり、センターの施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

- 第33条 乙は、センターの管理運営に係る不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

- 第34条 乙は、センターの管理運営に係る不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

- 第35条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(業務の継続が困難となった場合の措置等)

- 第36条 乙は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。
- 2 甲は、乙の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、乙に対して法第244条の2第10項の規定により改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。
- 3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 不可抗力その他甲又は乙の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、業務の継続の可否について、甲乙協議するものとする。

(指定の取消し等)

- 第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (1) 乙が第21条の規定による事業計画書等、第22条の規定による業務報告書等を提出せず、第23条の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に基づく甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が前条第2項の規定による改善等を期間内に行うことができなかったとき。
- (4) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するに至ったとき。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- ウ 箕面市から入札参加停止措置を受けている法人等
- エ 法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

キ その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

(6) 乙の経営状況の悪化等により、業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(7) 乙が、組織的な違法行為を行った場合など、乙に業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

(8) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(9) その他乙に業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 前項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じて、甲はその賠償の責を負わない。

（指定管理料の返還）

第38条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

（乙による指定の取消しの申出）

第39条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の3か月以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

（不測事態による指定の取消し）

第40条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

（次期指定管理者等への引継ぎ）

第41条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

（原状回復義務）

第42条 乙は、指定期間が満了した日又は条例第7条の規定により指定を取り消された日から起算して30日を超えない範囲内で甲が指定する日（以下「明渡日」という。）までに、指定開始日を基準としてセンターを原状に回復し、甲に対してセンターを明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状回復は行わずに、甲が定める状態で甲に対してセンターを明け渡すことができるものとする。

（備品等の引継ぎ等）

第43条 乙は、明渡日までに、備品等について次のとおり取り扱うものとする。

(1) 乙は、第18条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

(2) 第20条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

（残置物の取扱い）

第44条 乙は、明渡日を過ぎて残置した乙の動産、工作物等の所有物（以下「残置物」という。）については、その所有権を放棄し、甲が任意に処分することに一切異議を申し立てないものとする。

2 残置物の処分に要した費用は、乙の負担とする。

3 残置物の処分について第三者から異議があった場合は、乙の責任と負担においてこれを解決するものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第45条 乙は、条例第21条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第46条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第47条 乙は、条例第13条第3号及び第15条第3号に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第48条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第49条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第50条 本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第51条 この協定書は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年（2024年）11月21日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市教育委員会

教育長 藤 迫 稔



乙 大阪市浪速区幸町二丁目7番3号

一般財団法人大阪府青少年活動財団

代表理事 中 野 泰 孝



【別紙】リスク分担表（第30条関係）

分 類	項 目	注 釈	指定管理者	市	協議事項
法令改正 物価変動 運営費の膨張 利用変動 利用料金未収 施設設備等の損傷	法令改正等に伴う施設改修等の必要の発生	各種税法を除く。		○	
	指定管理開始後のインフレ又はデフレ		○		
	人件費等の原因とする運営費の膨張		○		
	当初の利用見込みと異なる状況の発生		○		
	利用料金の未収による収入減		○		
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○		
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	不可抗力によるものを含む。	○		
	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○		
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）			○	
	施設の大規模（建物構造に係る箇所）な改修・修理	指定管理者の故意又は過失によるものを除く。		○	
施設設備等の修繕費用	甲に帰属する施設・設備・備品の修繕等の費用（1件あたり50万円以上）			○	
損害賠償	上記以外の施設・設備・備品の修繕等の費用		○		
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害	指定管理者が一定の保険に加入するものとする。	○		
運営リスク	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害	不可抗力によるものを含む。			○
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク		○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク	不可抗力によるものを含む。			○
	施設設備者の責任による事業の中止・遅延			○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○		
その他	不可抗力による事業の中止・遅延（原則として、休業補償は行わない。）				○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○		
	必要な資金の確保		○		
	金利の変更		○		
	応募に係るコスト		○		
	管理業務開始前の準備行為及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○		